

吉岡町手話言語条例

吉岡町では、「手話は言語である」という認識に基づきろう者及び手話への理解を深め、地域で支え合い、お互いの個性と人格を尊重し合い共生する社会の実現を目指し、「吉岡町手話言語条例」を制定しました。

条例の概要

この条例では手話の理解と普及を促進し、町民が共に生きる地域社会を実現するための基本理念や町の責務、町民や事業者の役割を定めています。

※ 条例全文について、吉岡町ホームページ(QRコード)をご確認ください。



基本理念

ろう者とうろう者以外の人、互いに人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、手話の普及を図ること

● 町の責務

手話の普及と利用の促進に関する施策を推進すること

● 町民の役割

町が推進する施策に協力するよう努めること

● 事業者の役割

ろう者が利用しやすいサービスの提供、ろう者が働きやすい環境の整備および町が推進する施策に協力するよう努めること

町の施策

次の3つの施策を総合的かつ計画的に実施します。

- (1) 手話への理解及び手話の普及に関すること。
- (2) 手話による情報の発信及び取得に関すること。
- (3) 手話による意思疎通の支援に関すること。



「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮」

「不当な差別的取扱い」とは、障害を理由に特定の人々が不利な扱いを受けることを指します。これは法律で禁止されており、社会全体で解消が求められます。

一方、「合理的配慮」は、障害者が平等に社会参加できるように必要な支援を行うことです。これにより、障害者がその能力を最大限に発揮できる環境が整います。

周囲には、障害についての理解を深め、偏見をなくすことが求められます。また、障害者が必要とする配慮を考え、実行する姿勢が重要です。私たち一人ひとりが理解と配慮を深めることで、より包摂的な社会を築いていきましょう。